The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	第三回高等教育質保証研究会兼・大学教育実践センター 「教育実践公開研究会」「大学教育の充実と単位の実質化 ~評価の視点から~」
Author(s)	荻上, 紘一
Citation	大阪大学大学教育実践センター紀要. 2011, 7, p. 95-110
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/10182
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

『大阪大学大学教育実践センター紀要』第7号（2010），pp.95−110

【講演記録】

第三回高等教育質保証研究会
兼・大学教育実践センター「教育実践公開研究会」
「大学教育の充実と単位の実質化 ～評価の視点から～」

荻上　紘一

Substantialization of Program, Credit and Degree
in Universities from the Standpoint of University Evaluation

Koichi OGIUE

2010年7月29日（木）、17時より、独立行政法人大学評価・学位授与機構の荻上紘一教授を講師に迎え、第3回高等教育質保証研究会（兼・第5回教育実践公開研究会）「大学教育の充実と単位の実質化～評価の視点から～」を、ステューデントコモンズ2階 セミナー室Ⅰで開催した。

大学教育の質保証の重要性が高まる中で、大学教育の実質化や学士課程の見直しなどの動きが活発化している。荻上紘一先生は、中央教育審議会委員の立場から、そして実際に大学評価・学位授与機構の行う認証評価に携わられている立場から、大学とは何か、質保証とは何か、そして何をどのように質保証していくのかという高等教育の質保証のあるべき姿について紹介された。

質保証の最近の動向として、対象が大学という組織から「学士課程」のようなプログラムへと移行しつつあり、Diploma Policy、Curriculum Policy、Admission Policyに基づいた質保証が求められていること、学生が何を理由したかではなく、学生が何を修得したかという教育成果の質保証を通じて学位の質保証が求められていることを示された。その後、具体的な質保証の項目として、単位の実質化（学修時間、授業期間）、履修科目の登録の上限、厳格な成績評価、GPAなどが示されたが、これらはすべて教育のプロセス的な内容であり、このことは、教育の評価が困難な理由として「定性的な要素が多い」「短時間では成果が観察されない場合が多い」ということを挙げられたことからも、教育成果を直接的に把握することが困難であり、それを間接的に質保証する手段として教育のプロセスに着目せざるを得ない現状が理解された。

最後に、次世代の評価として機能別評価や分野別評価について言及され、評価のコスト・パフォーマンスを考慮すれば、機関別認証評価の簡素化と分野別評価や機能別評価との併用が現実的であること、ただし、すべての評価を一斉に義務とするのではなく、できるところから、そして大学の意思による選択的受審が考えられるという見解を示された。

参加者は、本学の理事・副学長、本部職員を含め35名であり、学生も参加して活発な質疑応答が行われた。ここではセミナーの記録のうち講演部分について掲載する。（齊藤貴浩）

与えられたタイトルは「大学教育の充実と単位の実質化～評価の視点から～」と、非常に硬いタイトルですが、こういった観点で、主に私がここ何年か携わっている評価の立場からお話しします。

評価といっても、私は評価の理論を研究しているわけではなく、もっぱら評価の実践をしておりまして、評価屋というのがふさわしいかと思います。自分でも何をやっているのかよく分からないところもありますが、中教審（中央教育審議会）においては評価に関する制度設計などにも関わっております。評価というのは大体評判が悪くて、あまり人から好かれない商売ではありますが、おかげさまで、まだ夜道を無事に歩いております。

最初に、「大学とは何であるか」というスライドを作っておきました（スライド3）。大学の定義というものがあるのかどうか分かりませんが、このようにいわれていると思います。大学はまず「自主的・自律的な運営」をしなければいけない。それから「高度な研究」を行って、それに基づく「高度な教育」を行って、学位を授与する

機関である。これが定義といっていいかと思います。今、我が国に800近く4年生の大学がありますが、みなこの定義に当てはまっているかどうか、かなり怪しいのではないかと思います。

ここ十数年の間に、大学をめぐる環境は随分変わってきたと思います。みなさん、実感していらっしゃると思いますが、それをキャッチフレーズ的に幾つか並べてみました。もう聞き飽きた言葉がたくさん並んでいると思います。

一昨年の中教審の答申で、若干の軌道修正が行われたのはご存じのとおりかと思います。それまでは、多様性、多様性と言い過ぎたという反省があって、大学が「何でもあり」になってしまったではないかということで、「多様性と標準性の調和」ということを言いました。こういうキャッチフレーズを考えるのが、文部官僚は非常に上手です。一方で、競争、競争ということを盛んに言って、これも少し言い過ぎたのではないかということで、「競争と協同の調和」という、若干新しい言葉も出てきています。とにかくいろいろなことを言われ続けてきたといっていいと思います。

とにかく評価疲れ、評価、評価で大変だと大学の先生方は皆さん感じていらっしゃると思いますが、その評価というものをあらためて整理してみます。評価を何のためにやるかというと、質保証のためにやるわけです。質保証というのは、現在の日本ではこういったような要素で出来上がっていると言っていいと思います。

「設置基準」というのは、最低基準を決めている。これ以下ではいけないという最低基準です。それから、基準を決めても守るかどうか分からないから、大学あるいは学部や学科など、新しいものを作ろうと思ったら、その設置基準に照らして審査をします。今でもそうだと思いますが、何か新しいものを作ろうと思ったら、分厚い書類を作って、それを紫色の風呂敷に包んで文部科学省へ持っていく。こういうことをやって、審査を受けるということになっているわけです。

作ってしまえばこちらのものかというと、それでは困るということで、作った後も定期的に第三者評価を行います。これは「認証評価」と呼ばれており、私が今その仕事をしています。そういう三つの柱と、それから、このたび法律に新しく盛り込まれた教育情報の公表ということがあります。今まで、大学が積極的に情報を公表しなければいけないという漠然としたことはいわれていましたが、どういうものを公表すべきかということが法律で決められていたわけではありません。これがつい最近、学校教育法施行規則に盛り込まれました。お隣の韓国が一歩先んじており、あれほど明確ではないとは思いますが、とにかく法律で決められることになって、そういう情報を公表していないと来年の4月以降は法令違反ということになります。

設置基準というのは、ご存じのようにいろいろなことが書いてありますが、抽象的であり、かつ定性的な記述が多くて、最低基準というけれども、それを満たしているのかいないのか、必ずしもはっきりしないようなものが多いと思います。専任教員が何人いなければいけないとか、単位というのはどういうものであるかとか、授業期間はどれだけやらなければいけないかとか、いろいろなことが決められています。

授業期間ということでは、今、日本中の大学はパニックに陥っているのではないかと思います。設置基準に1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含めて35週と書いてあります。それからもう一つ、各授業科目の授業を行う期間は、10週あるいは15週を確保しなければいけないとなっています。10週というのは3学期制の場合、15週というのは2学期制の場合だと思いますが、とにかくそういうふうに書かれています。そちらには試験の期間を含めていいのかいけないのかという明確な記述はないのです。

法律というのは大体、必ずしも明確に書かないでおいて、後で解釈をするということが多いのです。よく法学部の先生に「法学の先生は、ずるい。法律を作るときに1回儲けて、また後で解釈と称してもう1回儲ける」と文句を言うのですが・・・。しかし、そういう構造になっているようで、まさにこの授業期間、10週ないし15週、多くの大学は15週だと思いますが、今までほとんどの大学は、15週の中に試験を含めていいという解釈をしてきました。それに対して、ほとんどの大学がそういう解釈をしていることを知っていながら、文部科学省は特に何も言わなかったのです。

しかし、一昨年の12月24日に出した中教審の答申の中で、そういう解釈をしてはいけませんということを明確に打ち出しました。人によっては、あの答申が出たのだから設置基準が変わるだろうと思っていらっしゃるようですが、設置基準を変える必要はない、それは解釈の問題であるということで、ご存じのように、その部分の設置基準は変わっていません。つまり、もともとそれはそういうことだったということで、今年度、あちこちの大学で、かなり大慌てをしているようです。

実は、去年、私ども大学評価・学位授与機構では、認

証評価を行った大学に対して、全部その調査をしました。学年暦を見て、その調査をしました。先ほど言った意味で、学年暦上で15週確保されているといえる大学は、ごくわずかしかありませんでした。極めて少なかったのです。ということは、つまりそうでない方が当たり前だったわけですが、それではいけませんということになったので、今年度は、あちこちの大学で学年暦を作る際に随分苦慮なさったと思います。

去年はそういう調査をしましたが、15回やっていないからといって、それで設置基準違反ですという評価をしたわけではありません。それはそういうあいまいな解釈がずっと続いてきた中にあって、そういう解釈をしてはいけませんということになったからといって、突然その解釈に基づく対応をするというのが大学のためになるとは思いませんでしたので、調査をしたにとどめました。

ただ、学年暦上15週確保している大学に対しては、よくやっていますねと褒めました。褒めることについては、「それはおかしいではないか、当たり前のことをやってなぜ褒めるのか」という議論もありましたが、しかし、希少価値ということもありましたので、去年はそういうふうにしました。

それから、ご存じの設置認可の審査というのは、2004年度以降は随分対象が減りました。それまでは何か新しいものを設置しようとすれば必ず認可申請をしなければいけなかったわけですが、2004年度以降は、「届出」でいろいろなものが作れるようになりました。「届出」というのはすごい制度です。元が少しあれば、それを「届出」で少し広げて、また次の年に「届出」で少し広げてというふうに「届出」を繰り返せば、数年のうちに、立派な総合大学ができるという制度になっています。

それはともかくとして、設置認可審査というのは、今では法令適合性を審査するというのがほとんどの審査の内容です。法令違反がないかどうかということを見ているのです。法令自身が抽象的で定性的なものが多いので、法令違反などなかなか見つかりません。ですから、よほど杜撰な申請以外は、ほとんどが認可になるわけです。

ところで、設置審査でOKが出たからといって、その大学がきちんと教育成果があげられる大学であるということを保証しているわけでは全くありません。法令違反がないということをチェックしたにすぎないと言っていいと思います。ですから、これによって十分教育の質が保証されるなどというものではありません。

認証評価は、各認証評価機関が定める基準に基づいて、それに適合しているかどうかを判定しています。大阪大学について言えば、昨年度、私ども大学評価・学位授与機構が設定した基準に基づいて評価を受けていただいて、適合している、花丸がついたということですが、その判定をする際に、当然、法令に適合しているかどうかというチェックはもちろんいたしましたから、大阪大学はきちんと法令に適合した教育研究をおやりになっていて、かつ、私どものところが定めた基準を満たしているという判断をしたわけです。

しかし、これはあくまでも、大阪大学に自己評価をしていただいた結果に基づいて評価をしております。私どもがやってきて、調査、点検をして丸をつけるということではなくて、大阪大学に自己評価をしていただいて、それに基づいた評価を行っています。最初に申し上げましたが、大学は、自主的、自律的に運営をしなければいけないということですから、当然、質の保証も大学が自らやっていただかなければいけません。

去年、大阪大学に受けていただいたあの評価は、このような目的を持ってやっておりますが（スライド9）、1番目は今さら申し上げるまでもないと思います。○か×かという判断をするわけで、大阪大学は○でした。それが一つの重要な役割でありますが、それに加えて、2番目に書いた、評価結果を大学にフィードバックして、それを大学が活用して、大阪大学の教育研究活動の改善に役立てていただく、この部分こそが非常に重要だと私は考えて評価をいたしました。

○がついたからそれでよしということではなくて、その評価結果、あるいは評価結果というより大阪大学が自ら自己点検評価をおやりになったこと、それを通して大阪大学にもっと良くなっていただくためのきっかけだと考えていただきたいのです。そうでなければ、○だからよかったということで終わってしまったのでは、あれだけ大学の皆さんが苦労して自己評価をしていただいた効果がほとんどないのではないかと思います。あれをいかに活用して、さらに上に行くかという、それこそがこの評価の最も重要な部分ではないかと考えております。

実際、去年受けていただいたわけですから、あらためて説明する必要はないと思いますが、あの評価は大学を丸ごと評価しております。分野別に評価しているわけではありません。文学部はどうだ、理学部はどうだ、工学部はどうだという、そういう評価をしているわけではありません。大学を丸ごと見て、大阪大学全体として、大学として、高等教育機関として、きちんと機能している

かどうかということを評価したということです。

大学の活動はいろいろありますが、主に教育活動を中心として評価をしています。何しろ短い時間の中で評価をいたしますので、研究も社会貢献も何も全部見るというのはとても無理ですから、主として教育活動を中心にして評価をしております。

大学の教育というのは、従来は先生方一人一人がほとんど独立しておやりになっていて、あまりほかの先生方と話をしながらどうのこうのということはなかったのではないかと思います。少なくともそういうことは少なかった。しかし昨今は、大学の教育といえども、一人一人の先生が勝手に教育をおやりになるのではなくて、組織としてどういう教育をするかということが評価される時代になっております。組織としての教育力、つまり、先生方一人一人が何をおやりになっているかというよりは、組織としてどういう教育をしているかということが評価の対象です。

認証評価だけではなくて、最近いろいろな評価があります。何とかGPというのに申請をする、あれも評価です。ああいうところで行われる評価も、すべて組織としての教育力を見ています。ある素晴らしい先生がいてどうかということを見るのではなくて、組織としてどういうことをおやりになるかということが評価の対象になっています。

若干脱線しますが、こういうものを引用してみました。これは2000年度の東京大学の卒業式における、蓮實重彦総長の告辞の一節です（スライド12）。新聞などで報道されましたので、まだ覚えてらっしゃる方もおありだと思います。学士の品質保証期間、大学は学士課程を卒業すれば学士という学位を授与するわけですが、その品質保証期間はせいぜい3年、長くても5年だということを言って、新聞に面白く取り上げられました。そのときに、どこの国のどんな大学の学士号もほぼそんなものだと、蓮實先生はおっしゃる。これはもちろん、学生に対して、卒業した後もきちんと自分で勉強を続けていかなければ、大学で勉強したことなどすぐに役に立たなくなりますよといって、卒業生たちに自分で勉強し続けてほしいということを言ったわけです。

2000年、つまり10年前です。10年前には学士の品質保証期間というのがあったわけです。3年、せいぜい5年。少なくとも東京大学は3年あるいは5年ぐらいは品質を保証すると言っていました。どの国のどんな大学も大体同じだということです。

ところが昨今はどうか。昨今は、出荷の時点から品質が疑われるような学士がたくさん出回っているのではないかと私は思います。800近く大学がありますから。

学士というのは何の証明かということをあらためて考えてみると、「○○大学△△学士」は、○○大学の△△学部を卒業したということの証明ではあります。学位記にそう書いてありますから、その証明ではありますが、何かができることの証明になっているのでしょうか。ほとんどの場合、なっていないのではないでしょうか。少なくとも、学位記を見ても、この人は何ができるということはほとんど分かりません。△△学部を卒業したことは分かりますが・・・。

運転免許証というのは、運転ができることの証明になっています。怪しい人はいますが。しかし、少なくとも、この人は運転ができるということをあの小さなカードで証明しています。それに比べて、大学が発行するあの大きな学位記というのは、何かができることの証明には、ほとんどの場合なっていないのではないでしょうか。この人が何ができるかということの証明になるためには、つまり学士の品質を保証するためには、教育成果をきちんと評価しなければいけないと思います。

先ほど、認証評価は教育を評価すると言いましたが、教育を評価するというのは、中教審的に言えば「学位授与の方針」が明確に定められているか。大阪大学で何々学士というのを授与する場合には、これこれの方針に基づいて授与するという、そういうことが明確に定められているか。それが明確に定められていれば、次に、そのためにはどういう教育課程が必要か、その教育課程が適切に編成されて実施されているかどうか。そういう教育課程を受けてもらうためには、どういう学生に入ってきてほしいかという、こういうことがきちんとしているかどうかということを評価する必要があると思います。教育を評価するということはそういうことだと思います。

この三つの方針、Diploma Policy、Curriculum Policy、Admission Policy、カタカナ文字で書くと評判が悪いというので、漢字に直したりしていましたが、Diploma Policyということにいたしましょう（スライド16）。

これはどこの大学でも、4年以上在学して124単位以上修得ということは、学則に書かれています。しかし、それだけで、何かができるということが保証できるでしょうか。どういう知識や技能が身に付いて、何々ができる、に対して何々学士を、あるいは何々学修士をあるいは何々学博士を授与するということを明確にしなければいけないというのが中教審の答申で言ったDiploma Policyです。何ができる、どういう知識や技能が身に付

いているか。そういうことを明確にしてくださいということです。

これは学位の質保証の一番の根幹だと思います。何々大学で何々学の学士を取った、あるいは博士を取ったということは、その人がどういう力が身に付いているか、何ができるかということが保証される。そういうふうにしなければいけません。残念ながら、我が国の学位というのは、ほとんどそうなっていなかったではないかという、そういう反省です。

Curriculum Policyというのは、学位授与の方針に照らして、そういう方針で学位を授与するのであるなら、どういう教育課程が編成されるべきであるか。それから、せっかく立派な教育課程を編成しても、安易に単位を授与してしまったのでは何にもなりません。ですから厳格な成績評価に基づいて、きちんと単位を認定しているかどうか。その点をきちんと実施していなければ、学位の品質保証はできないということです。800近くある大学の中には「単位の自動販売機」を置いてあるようなところもあるようですが・・・。

そういうふうにして教育課程の中身が決まると、そういう勉強をしてもらうためにはどういう人に入ってきてほしいか。ここをはっきりする必要があります。「そんなことを言ったら経営が成り立たないではないか」ということもあるとは思いますが、少なくとも大学としては、「本学はこういう方針で学位を出します、こういう教育をします」というところを明確にしたら、では、どういう学生に来てほしいか、入学するときまでにどういうことをきちんと勉強してきてほしいかということを明確にして学生を受け入れることをしなければ、きちんとした教育はできません。その三つのポリシーを明確にしてくださいということで、その視点から評価をするということになると思います。

これは私がよくあちこちで言っているのですが、我が国の教育というのは、今まで「履修主義」だったということです（スライド19）。履修すればいい。修得したかどうかはほとんど問題にされていない。数年前に未履修問題というのがありました。しかし、未修得問題というのは聞いたことがありません。履修をすればいいというのは、教室に来て座っていて、半分居眠りしていてもいいのかということになるわけです。形式的にはそれでもいいことになっています。修得したかどうかをほとんど問題にしません。

昨今、国際的な動向として、学習成果（Learning Outcome）の評価が重要だと盛んに言われます。これはまさに履修主義ではいけないということを言っているのだと私は思います。きちんと身に付いたかどうか、それを問題にすべきで、履修したかどうかだけでは不十分であるということかと思います。

残念ながら、我が国は今まで小中高大を通じてほとんど修得主義の立場を取っていなかったと思います。それでは学士、修士、あるいは博士の品質の保証ができないというわけで、例の中教審の答申では、学士力という聞いたことのない言葉を打ち出しています。学士であるためには最低限こういうことはきちんと身に付いていなければいけないということを、それぞれの大学のそれぞれの学部あるいは学科が明確に示してくださいといって、あそこでは、「参考指針」として例を挙げていますが、それぞれの大学のそれぞれの学部、学科がどういうふうに決めるかはしっかり考えてやってくださいということです。自主的、自律的に対応してくださいということです。

教育成果、私は学習成果と言わずにあえて教育成果と言います。大学を評価するという立場からすると、やはり教育成果と言いたいのです。今までは先生方が何を教えているかということだけをもっぱら評価していました。設置基準に基づいて設置審査をするときはそれしか評価できません。まだ大学の活動が始まっていない時点での審査ですから。何を教えようとしているかということを見て、それならいいでしょうと言って○をつけるわけですが、認証評価は既に活動している大学を評価します。

その場合でも、今までの履修主義の立場から言えば、何を教えているか、カリキュラムはどうなっているかを見れば、それで事が足りるということになりかねないのですが、それではいけません。それでは先ほど言ったように品質の保証はできませんから、先生が何をどういうふうに教えて、それがどれだけ学生の身に付いているか。そこをきちんと見なければいけないのです。それから、学生が何ができるようになったのか。そこをきちんと評価しなければ、学位の質保証はできないと考えています。

今までは、カリキュラム表を見て、これならいいでしょう、これでは少し足りませんねということで済んでいたかもしれませんが、質の保証をしようと思えば、先生が何を教えているかだけでは駄目で、何をどういうふうに教えていて、それがどれだけ学生の身に付いてるか、学生が何ができるようになったかをきちんと評価しなければいけない。今までは履修主義だったものを修得

主義に変えていかないと、質の保証はできないと思います。

とは言いながら、教育を評価するということは決して簡単ではありません。これは言うまでもありません。教育がすぐに評価できるはずはないのですが、しかし、学位を質保証するためには、教育の評価はどうしても避けて通れないのです。

タイトルにある「単位の実質化」ということですが、これは簡単に言えば、単位の安売りをしていませんかということです（スライド22)。単位というのは設置基準で決められています。1単位は45時間勉強しなければいけないということになっていて、明確に書いてあります。設置基準としては、珍しくきちんと数値が入っています。45時間勉強しなければいけない。もちろん45時間全部教室で勉強しなければいけないとは書いてありません。教室で勉強するのと予習、復習の時間、そういうものを合わせて45時間勉強して1単位ということになっています。

しかし、この設置基準が果たして守られているでしょうか。恐らくチェックするのは難しいですが、少なくとも自分が学生だったときのことを振り返ってみると、1単位もらうのに45時間勉強したような気はしません。それからさらに設置基準では、先ほど言いましたように、15週やらなければいけないと書いてあります。それから履修科目の登録の上限を設定するようにと。これは義務ではありませんが、努力義務として掲げられています。いわゆるキャップ制というものです。

このようなことが設置基準にいろいろと盛り込まれているわけですから、まず、法令的な立場から言えば、こういったことをきちんと各大学が設定していただかないといけない。時間割などを組んだり学年暦などを作ったりする際に、まず少なくとも、こういう形式的な、数値で語れるようなところをきちんとしていただく必要があります。それから、何よりも単位の実質化で重要なのは、厳格な成績評価に基づいて学位が授与されているかどうか。つまり、教室に来て座っていれば単位がもらえる、単位の自動販売機のようなことを行っていないでしょうね、という、その部分が非常に重要です。

最近は多くの大学がかなりきめ細かい成績評価の仕方などを導入して、相当きちんとやるようになってきているとは思います。しかし、かつては本当に、全然授業などは聞きにこなくて、学期末に試験を受けてちょこちょこっと書いておけば単位がもらえるということが珍しくなかったかと思います。そういうことではいけませんということで、形式的なことから実質的なことまでを含めて、各大学が本当に、学生がきちんとなにがしかの知識や能力が身に付いて、これこれのことができるようになったということを確認して単位を出すということをきちんとおやりになっているかどうか。それをわれわれは評価しているつもりです。もちろんこれは大変に難しいことですが。

先ほど申し上げましたが、1単位というのはこういうことだと設置基準で決まっています。標準的なパターンでいえば、15時間教室で授業を聞いたら30時間の予習・復習が必要だということになります。本当に30時間やっているのかどうか、いろいろな調査があります。

学生がどのぐらい勉強しているか。日本の学生は、諸外国の学生に比べて勉強時間が少ないようです。1単位取るのに30時間の予復習をしなければならないとすると、1年間に30単位なり40単位なり取るためには、どれだけの時間勉強しなければいけないか。すごい時間になるはずです。学生さんもいらっしゃるようですが、勘定してみてください。寝る時間もなくなるほどではないでしょうか。

授業の期間、先ほど言いましたが、こういうことが設置基準で決められています。履修科目の登録の上限というのも、最近ではほとんどの大学が設定しているようですが、ずっと上の方に設定してあって、ほとんど効果がないと思われる場合が多く見られます。これは努力義務ですから設定しなくてもいいといえばいいのですが、先ほどのように、しっかり中身を濃くしようと思えば、あまりたくさん申請して履修すると、当然、予復習する時間がなくなります。予復習しなくて教室で聞いているだけで単位が取れてしまうというのであれば、これは中身の薄い単位を出しているということになってしまいます。

厳格な成績評価というのは非常に重要だと思います。上に3行半書いてあるのは設置基準で書いてある文章を写したものです（スライド26)。ダイヤ型のマークは、法令から持ってきたものに付けてありますが、設置基準にこう書いてあります。要するに、厳格な成績評価をしなければいけないということですが、「厳格な」といっても、どうすればいいのか難しいと思います。多くの大学で、成績の開示であるとか、成績分布の公表ということをやり始めています。かつては答案を学生に返すなどということはほとんどしなくて、成績がついてきたのを見て、学生は、まあこんなもんだと「納得」していたのではないかと思います。

聞くところによると、答案を階段から投げてどの辺に落ちたかで優良可を付けたという話もあるようですが、最近はきちんと成績分布などを公表して、優の大安売りをすることがないかどうか、あるいは、やたらと不可をたくさん付ける先生なども昔はいましたが、そんなことがあるかどうかということを、なるべく学生たちにも分かるようにするのが、厳格な成績評価をするのに効果があるのではないかと思います。

厳格な成績評価が行われているかどうかということの一つの参考になる事実として、日本の大学は標準修業年限内で卒業する率が非常に高いということがあります。標準修業年限内というのは、学士課程なら4年で卒業する者ですが、その率が、先進国の中では日本が非常に高い。断然高いのです。単位の安売りをしているのではないかと思われるということです。いや、そんなことはない、本学はきちんとやって、みんな学生がよく勉強するから4年で卒業できるのだと自信を持って言える大学がどのぐらいあるのかと思います。単位の安売りをしてどんどん卒業させてしまうということが行われていたのでは、日本の大学が授与する学位というのは国際的には信用されないということになります。

それからGPAというものを導入している大学が非常にたくさんありますが、有効活用しているかどうかというと、現時点ではかなり疑問な大学が多いのではないかと思います。GPAを導入するだけなら簡単です。加重平均値を出せばいいのですから。それをどう使うかが問題です。よく、評価で大学を回ると、「昨年度からGPAを導入しました」というので、いろいろ聞いてみると、どうも値を出しているだけのようなところがたくさんあります。

話はあちこち飛びますが、キャリア教育というのをやらなければいけないことになりました。これも設置基準に盛り込まれました。今までも、ほとんどの大学がキャリア教育などをいろいろな形でおやりになっていたわけですが、これを教育課程の内外を通じてやってくださいということになりました。「今まで、就職支援室というところでしっかりやっていました。」 これはほとんどの大学でそうでした。それは教育課程の外です。「本学は専任の先生を採用してキャリア教育をやっています。」これは教育課程の中です。そういった単発的なものではなくて、それらをトータルとして、教育課程の内外を通じてキャリア教育をしっかりやってくださいということです。

キャリア教育とは何かというと、社会的、職業的に自立できる能力を身に付けるということだと考えられています。昨今、ニートや早期離職など、いろいろなことが問題にされていますが、社会的、職業的に自立して生きていける、そういう力を付けて卒業させてくださいということです。

大学院に関して言えば、何年か前の中教審の答申で、「新時代の大学院教育」という答申がありましたが、そこでこういったことを取り上げました（スライド29）。それを受けて「大学院教育振興施策要綱」というものが作られました（スライド30）。現在進行中の「大学院教育振興施策要綱」は、平成18年から22年度までの5年間の方針を掲げたものですが、22年度まで、こういう基本方針で我が国は大学院教育の充実に取り組んでいるということで、優れた取り組みに対しては財政的な支援をするということが行われているわけです。

中心的なものとして、大学院GPとグローバルCOEがあると言っていいかと思います。大阪大学は特にこういうものをたくさん取っている代表的な大学でありますが、大学院教育をしっかりやらなければ国際競争に勝てないということで、文科省としては大学院教育に力を入れているわけです。22年度はこの終わりの年度になりますので、これの改訂版を作ろうということで、今、議論をしています。

教職員の職能開発、いわゆるFD、SDが非常に重要であるということがいわれ続けています。これも形式的に行われている場合が結構多く、やってはいても、必ずしも効果が上がっているとはいえないのではないかと思われるケースがかなり目につきます。とにかく実質的なFDをやってくださいということを私どもは言い続けております。今までは、大学の先生になるのに、そのためのトレーニングというものは行われていませんでした。小中高の教員になるためには、そのための免許というものがありますから、当然、そのための教育が行われており、教育実習も義務になっていますが、大学の先生については、そういうものは全くありません。そういったこともいろいろ考えていかなければいけないということです。

それから教員と職員の協働関係も非常に重要だということで、FD、SDというものをしっかりやってくださいということもいわれています。各大学が工夫して取り組んでいると思います。

FDとは何であるかというと、これも中教審的に言えば、「我が国の高等教育の将来像」という答申の中でこのように書かれています。

一般的には割に狭い意味で、教育力向上のための組織的な取り組みといわれていますが、この答申の中では、できるだけ広い意味に考えるべきであるということを述べています。単なる授業改善のための研修というふうに狭く考えないでほしいということです。

ご存じのように、FDは設置基準で義務づけられています。設置基準の中にFDという述語はありませんが、それに相当する内容が、大学設置基準、大学院設置基準、専門職大学院設置基準でそれぞれ義務づけられています。

これは少し古いデータですが、非常に多くの大学でFDを行っています（スライド35）。いろいろなことをおやりになってはいらっしゃいますが、先ほど申し上げたように、実質的な活動といえるかどうかということについては、私はかなり疑問なものが多いのではないかと思います。それから学生による授業評価というのも2006年度で74％、今はもう、これよりもはるかに高くなっていて、ほとんどの大学がおやりになっていると思います。これも、それをどう活用するかというところが大事です。

よく私はあちこちで嫌みに話をしますが、ある国立大学で、実際にこういう例がありました。私どもが評価をやり始めたごく初期のころです。大学評価・学位授与機構はうるさいからFD委員会規定を作っておけ。A4、1枚でいい。その規定に基づいてFD委員会を作れ。委員会を作ったら、年に2回ぐらい委員会を開いて、その議事録を、A4、1枚でいいから作っておけ。それから年に2回ぐらい講演会を開いて、それのレジュメを作っておけば、これでA4何枚かあるから、それを資料にして出せば、それで問題ないという、そういう指示を出した国立大学があります。

そうすると、A4何枚かありますから、いわゆる根拠資料はそれでそろっているかもしれませんが、それでFDが行われたといえるかどうか、私は非常に疑問だと思っています。講演会をおやりになるのはもちろん結構ですが、それでFDが終わったわけではないので、そこからFDが始まると思っていただかないといけないのです。今年度2回やったらもうそれで十分で、大学評価・学位授与機構が評価しにきても、これでびくともしないというものではないと私は思っています。とにかくFDは実質的に行われることが重要だと思います。

先ほどの答申の中でFDに関する様々な課題として挙げられているものを、ここに再録しておきました。字が細かいので、後ほどご覧いただければと思います。

何としても、FDが形骸化しては意味がありませんので、実質化するためには、それぞれの大学に適したFD活動を考えていただかなければいけません。どこかの大学で講演会、研修会をやったようだから、ではうちでもやろうという、そういうことでは効果はないのです。

それから、教員の教育業績の評価というものを適切に行っていただくことが大前提だと思うのです。かつては研究業績の評価というのは非常に厳しくおやりになった。今でもそうだと思います。しかし、教育業績の評価については、かつてはそういうものをやるという文化がそもそもありませんでした。最近だんだんおやりになるようになってきていますが、まだ十分ではないと思います。

これも古い調査ですが、2006年度には39％の大学が何らかの意味で教育業績の評価をおやりになっていました（スライド38）。今はもちろんもう少し増えています。これはなかなか難しいのですが、やはり、教員にとって教育というのは非常に重要なアクティビティーですから、それの評価というのはどうしてもする必要があると思います。

しかし、そういうものは、押しつけられてもほとんど効果がないというか、逆効果だと思います。評価にしろ、FD活動にしろ、押しつけられたのでは駄目で、あくまでも自主的、自律的に取り組んでいただかないと効果がないのです。FDというのは、教員の個人的あるいは集団的な日常的な教育改善の努力、それを支援したり促進したりする、そういうものでなければいけないと思います。単発的に講演会をやって、それでおしまいというようなものではいけないのです。日常的な教育活動の中で何が行われるかが重要です。

ある文部官僚はこんなふうに言っていました。「FDというのは要するに先生方に打ち合わせをやってくださいということですよ」。確かにかつて大学の先生方というのは、ほかの先生と教育に関する打ち合わせをするなどということはあまりなかったのではないでしょうか。私が現役の教授だったころにはほとんどありませんでした。ですから、先生方で絶えず話し合いをしながら教育を進めていくということが、FDの非常に重要な部分だと思います。講演会、研修会だけで終わりになってしまってはいけなくて、そういった日常的な活動の中でのFD、それが非常に重要だと思います。そういうことがなければ、FDの実質化というのは到底望めないと思います。

私どもが評価であちこちの大学を見てあるいた中で、

FD効果がありそうだと思われるような例が幾つか目につきましたので、そういったものをここに並べてみました（スライド39）。

評価、評価と言ってきましたが、一番重要なのは大学の自己評価力だと思います。何のために評価をするかというと、評価することが目的ではなく、教育研究の質の改善が目的です。そのために評価をするわけで、評価そのものが目的では全くないのです。その辺が誤解されているのではないかと思われる節が、まだちらほら目につきます。

質の改善は誰か外の人がやってくれるものではなくて、大学が自主的、自律的に行うべきものだと思います。そうでなければ改善にならないと思います。そのためには、大学が自己評価をする力がなければいけません。自らの大学の教育研究の状況を自ら点検評価して、どこに問題があり、どこが優れているか、それを自ら見極める。その優れている点についてはさらに伸ばし、課題がある点については、どういう改善をしたらいいかということを自ら考える。それができる大学でなければ、きちんとした教育研究ができないと思います。

しかし、我が国はそういう文化が今までなかったので、各大学がそういうことをおやりになる、そのお手伝いをするのが第三者評価、認証評価だと私は思っています。ですから、認証評価というのは、各大学が自ら自己評価をして改善に努めていただく、そのお手伝いです。慣れていないでしょうから、こんなふうにおやりになったらいかがですかと手助けをするというものだと思っています。

ですから、いつまでもそんなことをやっている必要はないと思います。自らそういうことができるようになった大学は、どんどん自分でやっていただけばいいのです。今の法律では、すべての大学は7年以内ごとに1回受けていただかなければいけないということになっています。これは始まったばかりですから仕方がないと思いますが、当然、その辺はもっと柔軟になっていくべきだと思います。7年に1回やる必要のない大学もあるし、毎年やらなければいけない大学もあると思います。

大阪大学には去年、認証評価を受けていただきました。今年度までにほとんどの大学が受けていただくことになりますが、その認証評価、第三者評価というのは、それなりに効果があったと私は思っています。ここに幾つか挙げておきましたが、こういった効果があったと思います。決して無駄ではないと思います。

認証評価を受けていただくと同時に、各大学は教育情報の公表をしていただかなければいけなくなりました。先ほど申し上げましたが、この一番上のところは法律で義務化されました。2番目は努力義務です。3番目は、各大学が自主的にやってくださいということで、3種類に一応分けてあります。この3番目のところに機能別分化という言葉が出てきます。

これは公表が義務づけられる1番目の部分を並べたもので、法律にこういうふうに書き込まれています（スライド43）。

今まで我が国の大学は学部・学科あるいは研究科・専攻という組織に着目した考え方を取ってきました。それを、これからは学士・修士・博士・専門職学位といった学位を与える課程、つまりプログラムを中心とする考え方に再整理をしていく必要があるという考え方をあの「将来像」答申の中で打ち出しています。これは非常に大きな考え方の転換といっていいわけですが、私はそれを「組織主義」から「プログラム主義」への転換と言っております。

「学位プログラム」、つまり入れ物ではなくて、プログラムに注目した考え方に変えていかなければいけない。諸外国の多くは既にそういうふうになっています。そういう考え方に立てば、必然的に分野別の評価というものが必要になります。プログラムですから、プログラムを評価しなければいけない。今は大学の設置基準に基づいて、設置認可審査をする際には、教育課程はもちろん評価しますが、それが主たる項目ではありません。あくまでもあれは参考に見ているだけであって、入れ物がきちんとできているかどうかというところが、主たる評価対象です。

そういうことですから、今は分野別の評価はしていませんが、プログラムの考え方にだんだんシフトしていけば、当然のことながら分野別評価というのはやらざるを得なくなります。これも諸外国では行われているところがたくさんあります。

しかし、これをすべての分野についてやることになったら、大変な人手と時間がかかります。ですから、そういうことをやるのは現実的ではないと思います。そんなことをしたら、日本中、評価、評価で大変なことになります。

一方、機能別分化ということですが、機能別分化を促進しようといっているわけですから、当然、機能別分化に対応する評価というものが必要になります。大学が、どういうことに力を入れるか、つまり大学の目的を定め、その大学の目的を踏まえて、機能別分化に対応する

評価をしなければならないと思います。

例えば、そこに幾つか挙げておきましたが、研究に力を入れる大学、あるいは教養教育に力を入れる大学、高度な専門教育に力を入れる大学、キャリア教育に力を入れる大学、国際交流あるいは産学連携、地域貢献、そういうものに力を入れる大学、それぞれの大学がそういうものを選ぶわけですから、その大学の考え方に基づいて評価をする必要があります。機能別の評価です。

ということで、これからの評価は、機能別の評価と分野別の評価というものを導入していかなければいけない。そうすると、また評価が増えるのかということになりますが、それでは評価のコスト・パフォーマンスが非常に悪くなりますから、現在行っている機関別の認証評価を現状より大幅に簡素化して、分野別の評価や機能別評価と併用していくというのが現実的ではないかと思います。

今、中教審でそういう議論をしておりますが、徐々にそういう方向へ向かっていくと思われます。先ほど申し上げましたように、分野別の評価はすべての分野に対して一律に行うなどということは到底無理ですから、学協会等を中心にして検討していただいて、準備ができたところから始めていくということでいいのではないかと思います。既に工学の分野などでは、JABEEというような形で相当に詳細な分野別評価が行われています。それから医歯薬看護などの分野では、比較的近い将来に何らかの形で分野別の評価がスタートするだろうと思われます。

それから機能別評価の方ですが、これは当然、大学の特色を明確にする効果が期待できるわけですから、大学の意思によって選択的に受審するということでいいと思います。おたくの大学はこの機能別の評価を受けなさいなどというべきものではなくて、大学が選択的に受審するということでなければいけないと思います。

今、国立大学は認証評価と国立大学法人評価の2種類の評価が義務づけられています。大阪大学にも両方受けていただきました。認証評価は去年受けていただいて、法人評価は毎年受けているわけです。幸か不幸か、私は大阪大学の国立大学法人評価の方もずっと担当しておりまして、認証評価もやらせていただいたし、そういう意味では大阪大学と非常に縁が深くて、大阪大学は私にとって非常に身近な大学と感じております。

法人評価と認証評価というのは、非常に性格の違う評価です。法人評価の方は、大学が設定した目的、目標、計画の達成状況あるいは水準を採点する評価です。ですから、法人評価をするときは鬼のような顔をしてやるわけです。計画どおりにできていない部分があったら、これは計画どおりにできていないではありませんかと言って、マイナスの点をつけるのです。計画どおりにできて当たり前です。それを顕著に上回っていれば、プラス1点ということになりますが、少しでも悪ければすぐにマイナス1点ということになって、まさにこれは鬼のような評価です。

それに対して認証評価は、個性を伸ばして改善に資するための評価で、先ほど申し上げましたが、大阪大学が自ら評価し、自ら改善していくための努力に対して、外部からそれをサポートするということだと思いますので、こちらは仏のような顔をしてやります。私は両方やっていますから、あるときは鬼のような顔をして、あるときは仏のような顔をして、大阪大学に接するということになっています。

とにかくこの2種類の評価、どちらも第三者が行う評価ではありますが、評価の性格が、こういうふうに非常に違います。どちらも義務ではありますが、特に認証評価の方は、それを活用して大学が自ら改善に努めていただくということです。去年、認証評価を受けて、そこそこの結果が出て花丸がついたから、これでもう万歳だと、後は7年間何もしなくてもいいのだということでは、認証評価をやった意味がほとんどありません。そうではなくて、あの評価を受けていただくために、大阪大学は自ら大変な労力を使って点検評価をしていただきましたが、それを、この先の大阪大学の改善に是非つなげていただきたい。それが改善に生かされてこそ、あの評価が生きてくると思います。

とりとめのない話をいたしましたが、この辺まででよろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

大学教育の充実と単位の実質化
～評価の視点から～

2010年7月29日
大学評価・学位授与機構教授
中央教育審議会委員
荻 上 紘 一

1

答申など

- 答申(2005年1月28日)
  我が国の高等教育の将来像
- 答申(2005年9月5日)
  新時代の大学院教育
- 答申(2008年12月24日)
  学士課程教育の構築に向けて
- 諮問(2008年9月11日)
  中長期的な大学教育の在り方について
  ➔第一次報告、第二次報告、第三次報告、第四次報告、・・・

2

大学とは

自主的・自律的な運営の下に、高度な研究とそれに基づく高度な教育を行い、学位を授与する権限を持つ機関。

3

大学をめぐる環境変化

- 「規格化」から「多様化」へ
  更に、「多様性と標準性の調和」へ
- 「護送船団」から「競争的環境」へ
  更に、「競争と協同の調和」へ
- 大学の「機能別分化」と「個性輝く」大学
- 「事前規制」から「事後チェック」へ
- 「競争」と「評価」の時代

4

質保証の4要素

- 最低基準を定める「設置基準」
- 最低基準を担保する「設置認可審査」
- 事後チェックとしての「認証評価」

☆教育情報の公表

5

設置基準

抽象的・定性的記述が多い

- ◆専任教員
- ◆単位
- ◆授業期間
- ◆施設・設備
- ◆・・・・・

6

設置認可審査

- 準則主義
  - ➢法令適合性を審査
- 教育課程や教員配置などが設置目的・趣旨を実現する上で適切であるか否かを審査
- 設置認可審査は「教育成果」を保証するものではない

7

認証評価

- 認証評価機関が定める基準(大学評価基準)に基づき「適格」「不適格」を判定する
- 法令適合性は「適格」と判定するための必要条件
- 大学の自己評価に基づいて評価する

8

大学機関別認証評価の目的

- 認証評価機関が定める大学評価基準に基づいて、大学を定期的に評価することにより、教育研究活動等の質を保証する。(Accreditation)
- 評価結果を大学にフィードバックすることにより、教育研究活動等の改善に役立てる。(Evaluation)
- 大学の教育研究活動等の状況を第三者評価を通して社会に分かりやすく示す。(Accountability)

9

大学機関別認証評価

- 評価単位は大学
- 分野別評価ではない
- 教育活動を中心とした評価

10

大学教育

- 従来は、教員個人の取組が中心
- これからは、組織としての教育力が評価される

11

「学士」の品質

「高等教育機関が授与する三つの学位の一つである学士という称号の品質保証期間は、せいぜい3年、長くて5年だとわたくしは思っています。どこの国の、どんな大学の学士号も、ほぼそんなものであるはずです。それは、間違っても、生涯を保証するものではありません。だから、就職される方も、大学院に進まれる方も、その3年から5年という品質保証期間の間に、新たな環境の中で貴重な他人との交渉を深め、それを通して自分自身の未知の部分と確かな出会いを演じ、みずからの責任で自分自身をさらに変化させる機会を招き寄せねばなりません。」(2000年度の東京大学の卒業式における蓮實重彦総長の告辞の一節)

12

「学士」の品質保証

- 一昔前には、「学士」の「品質保証期間」があった。
- 昨今では、出荷時点の品質が疑われる「学士」が出回っている。

13

「学士」は何の証明？

- 「○○大学△△学士」は○○大学△△学部を卒業したことの証明ではあるが、何かが出来ることの証明になっているか？
- 「学士」の品質保証には教育成果の評価が必要である。

14

「教育」を評価する

- 「学位授与の方針」が明確に定められているか
- 明確な方針に基づいて「教育課程」が適切に編成され、実施されているか
- それに相応しい学生を受け入れているか

15

Diploma Policy

- 「4年以上在学、124単位以上修得」だけでなく
- どの様な知識や技能が身に付き、何が出来ることを要件とするかを明確にする。

➔ 学位の質保証

16

Curriculum Policy

■「学位授与の方針」に照らして、「教育課程」を適切に編成し、実施する。

■厳格な成績評価に基づく単位認定。

17

Admission Policy

■Diploma Policy, Curriculum Policy に照らして、受け入れる学生像を明確にし、公表する。

■入学時までに習得しておくべき内容・水準を具体的に明示する。

18

「履修主義」から「修得主義」へ

●これまでの我が国の教育は、「履修主義」であり「修得主義」ではなかった。

●昨今は国際的な動向として、学習成果の評価が重要性を増している。

■学士に要求される最低限の能力を明確にする必要がある。 ➔ 学士力

19

教育成果の評価

●これまでは、「教員が何を教えているか」を評価した。 ←履修主義

●これからは、「教員が何をどの様に教え、どれだけ学生の身に付いたか」、「学生が何が出来る様になったか」を評価する。 ←修得主義

20

「教育」を評価することは難しい

●定性的な要素が多い

●短時間では成果が観察されない場合が多い

➢学位の質保証が重要な視点

21

単位の実質化

単位の安売りをしていないか？

◆1単位=45時間の学修

◆授業期間15週

◆履修科目の登録の上限 ← 努力義務

➢厳格な成績評価に基づいて学位が授与されているかなどを評価する ➔ 学位の質保証

22

学修時間

◆1単位=45時間の学修

=15時間の講義+30時間の予・復習

●予習・復習の実態は？

23

授業期間

◆1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

◆各授業科目の授業は、10週又は15週にわたる期間を単位として行うものとする。

●実態は？

24

履修科目の登録の上限

- 上限を設定している大学が多い
- 予習・復習時間を考慮すれば、上限が高過ぎて実効性がない場合が多く見られる。

25

厳格な成績評価

◆大学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たつては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがつて適切に行うものとする。

- 成績の開示、成績分布の公表など
- 日本の大学は、標準修業年限内卒業率が極めて高い！

26

GPA

- 導入している大学は多いが、必ずしも有効活用されているとは言い難い。
- どの様に活用しているかが重要

27

キャリア教育

◆大学は、当該大学及び学部等の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとすること。

- 生涯を通じた持続的な就業力の育成を目指し、教育課程の内外を通じて社会的・職業的自立に向けた指導等に取り組むこと。

28

大学院教育

- 課程制大学院制度の趣旨に沿った体系的な教育課程の確立
- 組織的な教育・研究指導体制の確立
- 博士課程における一貫した教育の確立
- 教育情報の公表の推進
- 多様なキャリアパスの確立と産業界等との連携の強化
- 優れた学生の進学促進
- 我が国の成長を牽引する世界的な大学院教育拠点の形成
- 専門職大学院の質の向上

➔「大学院教育振興施策要綱」の改訂

29

大学院教育振興施策要綱の概要

大学院教育の充実・強化のための5年間程度（平成18～22年度）の重点施策を明示 → 体系的・集中的な施策展開 → 国際的に魅力ある大学院教育を実現

大学院教育の実質化（組織的展開の強化）

- ○ 課程制大学院の趣旨に沿った教育課程の編成と研究指導の確立
  - ・各課程・専攻ごとの人材養成目的の明確化と教育の実質化
  - → 優れた取組への支援（大学院GP）
  - ・教員組織体制の見直しやFDの実施
  - ・教育課程の編成の柔軟化
  - ・円滑な博士の学位授与の促進
- ○学生に対する修学上の支援
- ○若手教員等の教育研究環境の改善
- ○産業界や社会のニーズに応える人材養成

国際的な通用性・信頼性（大学院教育の質の確保）の向上

- ○専門分野別評価の促進や設置審査の改善など実効性ある大学院評価の取組の推進
- ○国際貢献・交流活動の活性化

国際競争力のある卓越した教育研究拠点の形成

- ○平成19年度から「グローバルCOEプログラム」を実施し、世界最高水準の卓越した教育研究拠点形成のため重点的支援

30

教職員の職能開発

- FDの実質化
  「3つの方針」の共通理解、双方向型FD、教育業績評価など
- 大学院における大学教員養成機能の強化
- SDの推進による専門性向上
- 教職員の協働関係の確立
- 大学間の連携・協働によるFD・SDの推進

31

FDとは

教員が授業内容・方法を改善し向上させるための組織的な取組の総称。その意味するところは極めて広範にわたるが、具体的な例としては、教員相互の授業参観の実施、授業方法についての研究会の開催、新任教員のための研修会の開催などを挙げることができる。

（中教審答申「我が国の高等教育の将来像」）

32

広義のFD

FDを単なる授業改善のための研修と狭く解するのではなく、我が国の学士課程教育の改革を目的とした、教員団の職能開発として幅広く捉えることが適当である。

（中教審答申「学士課程教育の構築に向けて」）

33

FDは設置基準で義務づけられている

- 大学設置基準第25条の3：大学は、当該大学の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。
- 大学院設置基準第14条の3：大学院は、当該大学院の授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。
- 専門職大学院設置基準第11条：専門職大学院は、当該専門職大学院の授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

34

FDの実施状況

- 2006年度には約86%の大学がFDを実施している。

  研修会、模範授業、教員相互の授業参観、教員相互の授業評価、授業検討会、講演会の開催、・・・

- 2006年度には約74%の大学が、全学的な学生による授業評価を実施している。

35

ある大学のFD取組例

- FD委員会規定を制定
- FD委員会を設置
- 年に2回FD委員会を開催、議事録作成
- 年に2回FD講演会を開催、レジュメ作成

講演会はFDの第一歩！

「実質化」につながることが重要！

36

様々な課題

- 一方向的な講義に止まり、個々の教員のニーズに応じた実践的な内容に必ずしもなっておらず、教員の日常的教育改善の努力を促進・支援するものに至っていない。
- 教員相互の評価、授業参観など、ピアレビューの評価文化が未だ十分に根付いていない。
- 研究面に比して教育面の業績評価などが不十分であり、教育力向上のためのインセンティブが働きにくい。
- 教学経営のPDCAサイクルの中にFDの活動を位置づけ、教育理念の共有や見直しに生かしていく仕組みづくりと運用がなされていない。
- 大学教育センターなどFDの実施体制が脆弱である。（FDに関する専門的人材の不足、各学部の協力を得る上での困難、発達途上のFD担当者のネットワークなど）
- 学協会による分野別の質保証の仕組みが未発達であり、分野別FDを展開する基盤が十分に形成されていない。
- 非常勤教員や実務家教員への依存度が高まる一方で、それらの教員の職能開発には十分目が向けられていない。

37

FDの実質化

FDを実質化するためには

- 個々の大学に適したFD活動の選択が必要
- 教育業績の評価を適切に行うことが不可欠

  2006年度には39%の大学が教育業績の評価を実施

- 教員団の自主的・自律的な取組が不可欠
- 教員の個人的・集団的な日常的教育改善の努力を促進・支援することが必要

38

FD効果が期待される取組例

- 新任教員研修
- 学生による授業評価
- （学生参加の）カリキュラム改革
- シラバスの充実
- 授業改善報告書
- 優秀教員表彰
- 相互授業参観・相互授業評価
- 授業のビデオ撮影
- ガラス張りの教室
- 授業検討会
- ティーム・ティーチング
- 複数指導教員制度
- GPタイプのプログラムへの申請
- ・・・・・・

39

大学の自己評価力

- 評価の目的は、教育研究の質の確保・改善。
- 質の確保・改善は、大学による自主的・自律的取組が前提。
- そのためには、大学の自己評価力が不可欠。
- 第三者が、大学の自己評価に基づき、目的・目標・計画の達成状況や水準、特色などを評価する。

40

認証評価の効果

- 教育に対する組織的取組の必要性が認識される。
- 部局間の壁、教員間の壁が低くなる。
- 学内における基本的情報の収集、整理、共有化が進む。
- 「優れた点」「改善を要する点」が明確になる。
- PDCAサイクルが回り始める。

41

教育情報の公表

1. 公的な教育機関として、社会に公表が求められる情報 ➔ 法令で義務化
2. 学位を与える課程（プログラム）に関する情報
   ➔教育の質向上の観点から公表が期待される
   ➔法令で努力義務化
3. 各大学の個性・特色に基づく機能別分化の観点から公表が期待される情報

42

公表が義務化される情報

1. 大学の教育研究上の目的
2. 教育研究上の基本組織
3. 教員組織・教員の数・各教員が有する学位及び業績
4. 入学者受入方針・入学者数・収容定員・在学生数・卒業（修了）者数・進学及び就職の状況
5. 授業科目・授業方法・授業内容・授業計画
6. 学修成果の評価及び卒業（修了）認定の基準
7. 校地・校舎・施設・設備等
8. 授業料・入学料等
9. 修学・進路選択・心身の健康等に係る支援

43

「組織主義」から「プログラム主義」へ

- 「現在、大学は学部・学科や研究科といった組織に着目した整理がなされている。今後は、教育の充実の観点から、学部・大学院を通じて、学士・修士・博士・専門職学位といった学位を与える課程（プログラム）中心の考え方に再整理していく必要があると考えられる。」（中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」）
- 「学位プログラム」を中心とする大学制度について検討が求められている。（2008年9月11日付諮問「中長期的な大学教育の在り方について」）
- 「学位プログラム」を中心とする大学制度になれば、設置審査においても認証評価においても教育課程（プログラム）が主たる評価対象になり、必然的に分野別評価が行われることになる。

44

分野別評価

- 現行の機関別認証評価においては、単科大学以外については、分野別の教育課程は（ほとんど）評価の対象にされていない。
- 教育の質の保証・改善のためには、（分野別の）教育課程に注目した評価が必要。
- 全ての分野に対して分野別評価を行うには、現行の機関別評価より遙かに多くの評価者を必要とすることは明らかであり、現実的とはいえない。

45

機能別評価

「機能別分化」に対応して、大学の目的を踏まえて評価する。

- 研究
- 教養教育
- 高度専門教育
- キャリア教育
- 国際交流
- 産学連携
- 地域貢献
- ・・・・・

46

次世代の評価

- 評価のコスト・パフォーマンスを考慮すれば、機関別認証評価を現状より簡素化し、分野別評価や機能別評価と併用するのが現実的であろう。
- 分野別評価を全ての分野に対して一律に実施する必要はない。学協会等を中心に検討し、準備が出来たところから実施するのが現実的。
- 機能別評価は、大学の特色を明確にする効果が期待出来る。大学の意思による選択的受審。

47

認証評価と法人評価

- 法人評価は目標・計画の達成状況や水準等を「採点する」評価。 ← 鬼
- 認証評価は「個性を伸ばし改善に資する」ための評価。 ← 仏

48